

「農の雇用事業」

次世代経営者育成派遣研修支援事業のご案内

派遣元農業法人の役員もしくは正社員、または家族経営で既に経営に参画している後継者（以下、研修生）を、農業法人または異業種法人へ派遣し、次世代経営者になるために必要な経営力を習得させるためのOJT研修を実施する場合、派遣する研修生の替わりとして新たに雇用した従業員の人件費等の一部を国が助成します。

※助成金の返還要件がありますのでご注意ください。

申請者が農業法人または農作業受託組織の場合

研修終了後1年以内に、研修生を役員または部門責任者に登用すること。

申請者が家族経営者の場合

研修終了後1年以内に、後継者に経営移譲または法人化後に役員等に登用すること。

※1年以内に登用されていなければ助成金は返還となります。

1. 助成額・期間・対象となる経費

100,000円/月 × 最短3カ月～最長2年間

【100,000円の内訳】

※以下①と②の合計です。②のみの申請も可。

- ①派遣元農業法人または家族経営者が、派遣する研修生の代わりに、派遣研修開始1カ月前以降に新たに雇用した従業員の人件費（ただし、1名分に限りませ）
※派遣する研修生の人件費を受入法人が全額負担する場合は対象外です。
また、受入法人が人件費の一部を負担する場合は、その額を控除した額となります。
- ②派遣研修実施にかかる、引越業者に支払った実費・住居手当・通勤手当・受入法人が派遣元法人等から徴収する研修受け入れに伴う指導料や教材費・指導者の旅費。

2. 事業に応募するための主な要件

【派遣元法人等の要件】

- ①概ね年間を通じて農業経営を行い、その農畜産物の販売（加工品も含む）収入がある、家族経営者・農業法人・農作業受託組織。
- ②研修終了後1年以内に、農業法人および作業受託組織については研修生を役員または部門責任者に登用すること。
また、家族経営者については後継者に経営移譲または法人化後に役員等に登用すること。
※1年以内に登用されていなければ助成金は返還となります。
- ③派遣する研修生に対し、雇用保険に加入させること。

など

【派遣する研修生の要件】

- ①出向契約日時点において、派遣元が農業法人の場合は役員または正社員として雇用されており、原則55歳未満であること。
また、家族経営の場合は、出向契約日時点において、後継者が既に就農し経営に参画しており、原則55歳未満であること。

【派遣受入法人の要件】

- ①青年就農給付金（経営開始型）を受給していないこと。
- ②研修指導を行う「研修責任者」をおくこと。
- ③派遣研修生を労災保険に加入させること。
- ④出退勤時刻が分かる出勤簿、賃金台帳、労働者名簿を整備すること。

3. 応募期間・研修期間等

応募期間	平成27年3月31日（火）まで随時募集。
研修（助成対象）期間	毎月の月末を締切日とし、翌月中に審査の上、翌々月から研修開始。

※研修期間は応募時期によって変わります。（別表参照）

※応募時期によっては、最長24カ月受給できない場合があります。（別表黒枠内参照）

別表

応募時期	研修開始	研修期間
1 1月	平成27年 1月	平成27年 1月～ 12月
1 2月	2月	2月～平成28年 1月
平成27年 1月	3月	3月～ 2月
2月	4月	4月～ 2月
3月	5月	5月～ 2月

4. 応募に必要な書類

※「農の雇用事業」ホームページからダウンロードすることができます。
<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/next/>

(1) 必ず提出しなければならない書類

- ①様式派第1号「チェックリスト」
- ②様式派第2号「研修実施計画書」
- ③様式派第2号別紙「誓約書」(代表者氏名・研修生氏名は自署)
- ④様式派第2号-1「研修責任者の履歴書」(顔が鮮明に分かる写真を貼付・申請日までの履歴を記載)
- ⑤様式派第2号-2「研修生の履歴書」(顔が鮮明に分かる写真を貼付・申請日までの履歴を記載)
- ⑥様式研第3号「出向契約内容確認書」(代表者氏名・研修生氏名は自署)
- ⑦研修生の生年月日が確認できる公的書類の写し(運転免許証・住民票など)

(2) 該当するならば提出しなければならない書類

①今回、初めて応募する場合	耕作証明書(原本) または農業経営改善計画認定書(写し)
②申請者が法人の場合	履歴事項全部証明書(原本・有効期限3カ月以内のもの)

<応募書類のご提出先・お問合せ先>

北海道農業会議 担当：乾、渡辺
 TEL 011-281-6761 FAX 011-281-6764
 〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目
 第一道通ビル 5階